

議案第 8 1 号

白岡市手数料条例の一部を改正する条例

白岡市手数料条例（平成 1 2 年白岡町条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 3 号ア ㊦ a 中「（建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 2 4 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 1 9 号。イ ㊦において「基準」という。） I の第 2 の 2 の 2—3 (2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。b において同じ。）」を削り、同号イ ㊦中「（基準 I の第 2 の 2 の 2—3 (2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。